

装管原第110号
27.10.1

大臣官房長
防衛省本省の施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長
防衛監察監殿
各地方防衛局長
防衛装備庁長官官房審議官
防衛装備庁の各部長
防衛装備庁の施設等機関の長

防衛装備庁長官
(公印省略)

工数のマクロ的チェックの実施要領について(通知)

標記について、「調達改革の具体的措置(平成11年4月2日)」に基づき、別添のとおり定めたので通知する。

添付書類: 工数のマクロ的チェックの実施要領

工数のマクロ的チェックの実施要領

1 目的

この要領は、「調達改革の具体的措置（平成11年4月2日防衛調達改革本部決定）」に基づき、工数をマクロ的にチェックするために必要な事項を定めることを目的とする。

2 用語の定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるものとする。

- (1)担当課長 陸上幕僚監部監理部会計課長、海上幕僚監部総務部経理課長及び航空幕僚監部装備計画部装備課長をいう。
- (2)原価計算担当課長 防衛装備庁、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊において計算工数を集計する部署の課長又はこれに相当する職をいう。
- (3)経費率担当課長 陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊において対象企業の経費率を算定する部署の課長又はこれに相当する職をいう。
- (4)保有工数 対象企業の経費率算定上の部門毎の期間工数をいう。
- (5)計算工数 対象企業との契約（他社の下請負となっている契約を含む。）において、原価計算担当課長が計算価格の計算に用いた年度別の工数をいう。
- (6)計算総工数 対象企業の経費率算定上の部門毎に計算工数を集計した総工数をいう。
- (7)工数のマクロ的チェック 対象企業の各部門について、保有工数と計算総工数を比較し、計算総工数が保有工数を超過している事象（以下「超過事象」という。）の有無を確認することによって、計算工数の参考となる企業の見積の適正性をチェックすることをいう。

3 対象企業の通知

調達管理部原価管理官は、工数のマクロ的チェックの対象となる年度終了後、担当課長に対し、対象企業等必要な事項を通知するものとする。

4 工数データの入力

(1) 保有工数及び計算工数の調査

前項の通知を受けた担当課長は、経費率担当課長に対し対象企業の保有工数を、また、原価計算担当課長に対し計算工数を調査するよう通知するものとする。

(2) 保有工数の通知

経費率担当課長は、対象企業の保有工数を調査の上、また、原価計算担当課長は、対象企業の計算工数を調査の上、それぞれ担当課長に通知するものとする。

(3) 保有工数及び計算工数の通知を受けた担当課長は、集計の上、工数集計システムに入力するものとする。

5 集計結果の通知

調達管理部原価管理官は、前項第3号の結果を取りまとめ、調査対象年度の翌年9月末までに、担当課長に通知するものとする。

6 工数のマクロ的チェック

調達管理部原価管理官は、保有工数と計算総工数を比較することにより、工数のマクロ的チェックを行い超過事象の有無を確認するものとする。

7 保有工数及び計算工数の適正性の確認

(1) 調達管理部原価管理官は、前項の結果、超過事象が存在する企業の部門を認めた場合には、担当課

長に対し、保有工数及び計算工数について、それぞれ以下の項目により適正性の確認を行うよう通知するものとする。

ア 保有工数の適正性の確認項目

- ① 保有工数の妥当性
- ② 保有工数の実績への置き換え
- ③ その他の変動要因

イ 計算工数の適正性の確認項目

- ① 誤入力の有無
- ② 他社落札分に係る工数の混同の有無
- ③ 契約変更、契約解除による工数変動の有無
- ④ 他部門又は外注化による工数変動の有無
- ⑤ 計算工数の年度別の妥当性
- ⑥ 予定価格算定に当たり、当該企業から見積資料等を徴取していない契約の有無
- ⑦ 監査付契約等契約代金見直し条項付契約については、見直しによる工数変動の有無
- ⑧ その他の変動要因

- (2) 前項の通知を受けた担当課長は、経費率担当課長に対し保有工数について、また、原価計算担当課長に対し計算工数について、それぞれ適正性の確認を行うよう通知するものとする。
- (3) 経費率担当課長は、保有工数について適正性を確認の上、また、原価計算担当課長は、計算工数について適正性を確認の上、担当課長に通知するものとする。
- (4) 担当課長は、適正性の確認の結果を調達管理部原価管理官に通知するものとする。
- (5) 調達管理部原価管理官は、保有工数及び計算工数の適正性について、更に確認を要すると認める場合には、担当課長と必要な措置等について協議するものとする。
- (6) 協議の結果、対象企業に確認する必要があると認めた場合には、担当課長は、対象企業に対する要因調査を実施することとし、調査結果を調達管理部原価管理官に報告するものとする。

8 必要な措置等の協議

調達管理部原価管理官は、前項の調査結果の報告を受領後、関係する担当課長と必要な措置について協議するものとする。

9 その他

工数のマクロ的チェックの実施にあたり、担当課長、原価計算担当課長及び経費率担当課長は、相互に必要な協力を行うものとする。

10 適用時期

この実施要領は、平成17年度の工数のマクロ的チェックの実施から適用する。

ただし、平成17年度の工数データの集計結果の通知時期については、本要領に関わらず、別途通知するものとする。